

2025年(令和7年)4月1日より

入院時の食事に係る標準負担額が改定されます

今般の光熱費や食材料費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用に関する改定がありました。これに伴い令和7年4月1日より下記のとおり負担金に変更となるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます

| 一般 70歳未満 | 70歳以上の高 齢者 | 標準負担額(1食あたり) | |
|------------------|-----------------|-----------------|------------|
| | | 令和7年3月31日まで | 令和7年4月1日より |
| ●一般(下記 以外) | ●一般 (下記以外) | 490円 | 510円 |
| ●低所得者 (住民非課税) | ●低所得者II (※1) | 230円 | 240円 |
| | | 過去1年間の入院期間が90日超 | |
| | | 180円 | 190円 |
| 該当なし | ●低所得者I (※2) | 110円 | 110円 |

※1 低所得者II：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者I」以外の者

※2 低所得者II：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者

※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」、もしくはマイナンバーカードによるオンライン資格確認で確認がとれた者